

Microsoft 365 ライセンス 仕様書

1 目的

本調達は、堺市の職員（正規職員、会計年度任用職員、派遣職員、委託業者を含む）にて、Microsoft 365 サービスおよび Microsoft Office 製品等を利用するにあたり、必要なライセンスを調達するものである。

2 入札件名

Microsoft 365 ライセンス

3 納品場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号本館 9 階 ICT イノベーション推進室ほか発注者が指定する場所

4 納品期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

上記日程よりなるべく早めの納品・履行を希望する。

5 調達仕様

下記に記載するライセンスを「3 納品期限」までに堺市の Microsoft 365 テナントに紐づけ、使用期間中、当該ライセンスにより提供されるサービス等を堺市のユーザーが使用できる状態にすること。

（1）ライセンス名・数量

① Microsoft 365 E3 9,000 ライセンス

② Microsoft 365 Copilot 788 ライセンス

（2）ライセンスの使用期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 12 年 9 月 30 日（月）まで（5 年間）

（3）その他

ライセンスは Microsoft 社の提供するエンタープライズサブスクリプション契約（Enterprise Subscription Agreement）に基づくライセンス契約において提供されるものであること。

6 納品について

（1）受注者は、契約後速やかにライセンスの発注を行い、発注が完了したことを発注者にメールで連絡すること。

（2）既存の Microsoft E3 ライセンスの使用終了日である令和 7 年 9 月 30 日（火）時点で既存ライセンスを割り当てられているユーザーに対し、受注者が新たに提供するライセンスが自動で割り当てられるように手配すること。なお、既存の Microsoft 365 Copilot ライセンスはなく、ユーザーへのライセンス付与は発注者で行う。また、テナントへの紐づけが確認できれば、発注者にメールで連絡すること。

（3）受注者は納入にあたり、堺市のテナント ID などの設定に必要な情報があれば、速やかに発注者に提供を依頼すること。

7 その他

（1）受注者は、Microsoft 社による Licensing Solution Partner（LSP）に認定されていること。

（2）契約の履行において、別紙「暴力団等の排除について」を順守すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。